

志賀原子力発電所使用済燃料輸送計画について（お知らせ）

平成9年5月30日

北陸電力株式会社

志賀原子力発電所使用済燃料輸送計画について（お知らせ）

当社は本日、志賀原子力発電所使用済燃料輸送計画について「志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」第7条に基づき、次のとおり石川県、志賀町および富来町に連絡しましたのでお知らせいたします。

1. 輸送計画

(1) 搬出予定時期

第2四半期（平成9年7～9月）

(2) 輸送品の予定数量

92体

2. 安全対策

(1) 輸送物の安全対策

a. 本輸送には、関係法令の技術上の基準に適合している使用済燃料輸送専用の輸送容器を使用します。

b. 使用済燃料を装填した輸送容器（輸送物）の安全性を確認します。

(2) 陸上輸送の安全対策

a . トレーラーへの輸送容器積付時には、積載方法等についての安全性を確認します。

b . 輸送の実施に先立って、道路状況を確認し、安全運行の徹底を図ります。

c . 輸送にあたっては、先導車等を配備した輸送隊列を組み、運搬経路に見張り人を配置し、運搬中の安全を確保します。

d . 出発前には車両点検を励行し、運転手には十分な経験を有するものを配置します。

(3) 海上輸送の安全対策

a . 輸送船には、国で定めた使用済燃料輸送船としての構造・設備要件に適合している専用船を用います。

b . 輸送船への輸送容器積付時には、積載方法等についての安全性を確認します。

c . 海上輸送にあたっては、気象状況、海象状況、航路標識等航行区域全般にわたって調査のうえ安全航行を行います。

なお、関係法令に基づく関係省庁の安全輸送のための確認等を受け輸送を行います。

以上

(参考資料)

「安全対策に係る主な基準」

輸送物、輸送方法の安全性を満足するための基準は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」、「船舶安全法」に定められており、主なものは次のとおり。

(1) 線量当量率

- ・ 輸送車両の表面で 2 mSv / h 以下
- ・ 表面から 1 m の位置で 0.1 mSv / h 以下 等

(2) 次の試験条件下においても、輸送物の健全性が維持されるとともに、臨界の防止が確保されること。

① 一般の試験条件

水の吹き付け試験

自由落下試験

積み重ね試験

貫通試験

環境試験

② 特別の試験条件

9 m 落下試験

棒上への 1 m 落下試験

耐火試験

浸漬試験

以上